

平成27年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務・民事法律扶助業務の実施			担当部局庁	復興庁		作成責任者	
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成29年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 小瀬 達之	
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令(具体的な条項も記載)	総合法律支援法第30条、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策	交通安全対策、高齢社会対策、自殺対策、障害者施策、男女共同参画			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本司法支援センターは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目的としているところ、東日本大震災に対応して、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(以下「法テラス震災特例法」という。)による東日本大震災法律援助業務を始めとして、被災者に対する法的支援を実施する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	震災法テラスダイヤルを実施することなどにより日本司法支援センターにおける情報提供を充実させるとともに、被災地に設置した臨時出張所において無料法律相談を実施するなど震災等に起因して増加する法律問題の解決に努める。 日本司法支援センターは、法テラス震災特例法に基づき、被災者に対しては、資力に関わらず無料法律相談や弁護士費用の立替え等を行う東日本大震災法律援助事業を実施している。							
実施方法	交付							
予算額・執行額(単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算の状況	当初予算	-	208	900	436		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計		0	208	900	436	0	
	執行額		-	208	900			
執行率(%)		-	100%	100%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づいて、「あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目的・目標として、情報提供業務や民事法律扶助業務等を行っているところ、東日本大震災の被災者については、法テラス震災特例法に基づいて資力を問わない法律援助を実施している。この事業については、東日本大震災の被災者が、震災に起因する法的紛争に巻き込まれた際に、その紛争を解決するための法的サービスの提供を行うものである。法テラスのサービスを利用するかどうかは、紛争に巻き込まれた被災者の意思によるものであることから、事業の目標の達成度について定量的な成果目標を設定するのは困難である。					定量的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	24年度	25年度	26年度
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	情報提供業務(震災法テラスダイヤル問い合わせ件数) ※26年度は速報値	活動実績	件	2,981	4,952	3,743		
当初見込み		件	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	震災法律援助(法律相談援助件数)	活動実績	件	42,981	48,418	51,542		
当初見込み		件	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	震災法律援助(援助開始決定件数)	活動実績	件	2,707	2,280	1,811		
当初見込み		件	-	-	-	-		

単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	算出不可							
平成27・28年度予算内 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	運営費交付金	436						
	計	436	0					
事業所管部局による点検・改善								
	項目			評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	日本司法支援センターの行う事業については、総合法律支援法(平成16年法律第74号)第30条及び法テラス震災特例法の規定に基づいて行っている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	東日本大震災からの復旧・復興は、政府が主体的に取り組むべきものであり、被災者の法的支援については、日本司法支援センターにそのノウハウがあることから、議員立法によって法テラス震災特例法が制定されたもので、地方自治体、民間等にゆだねることができない事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	日本司法支援センターの行う事業については、総合法律支援法第30条及び法テラス震災特例法の規定に基づいて行っている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	支出先の選定については、一般競争入札を原則として、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を確保している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	事業目的に即しているか検討し、かつ、優先順位の高いものから調達している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-				
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか			○	被災地出張所の設定に際しては、地方自治体から敷地の無償貸与を受けるなど経費の削減にも努めている。			
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか			○	定量的な目標設定が困難であるので、定性的な目標を設定している。本事業の目的を踏まえ、事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標を設定した。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	日本司法支援センターは、被害が特に甚大で交通の便も著しく悪い東北地方沿岸部の要所に被災地出張所を設置し、そこを拠点に周辺地域の仮設住宅を巡回するなどして、効果的かつ効率的に被災者の法的支援を実施している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-				
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	震災から4年以上が経過した現在でも、法律相談等で相当数の被災者が訪れており、十分に活用されている。			
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-				
	所管府省・部局名	事業番号	事業名					
点検・改善結果	点検結果	日本司法支援センターの業務の実施に当たり、各種契約については、一般競争入札を原則として、入札公告期間の十分な確保や入札説明書のホームページ掲載等により、競争性の確保に努めている。						
	改善の方向性	少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴して競争性の確保を徹底するほか、性質随意契約については、当該契約内容の妥当性を十分精査することによりコストの削減に努めており、これらの取組を更に推進することで一層の経費削減を図ることとする。						

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

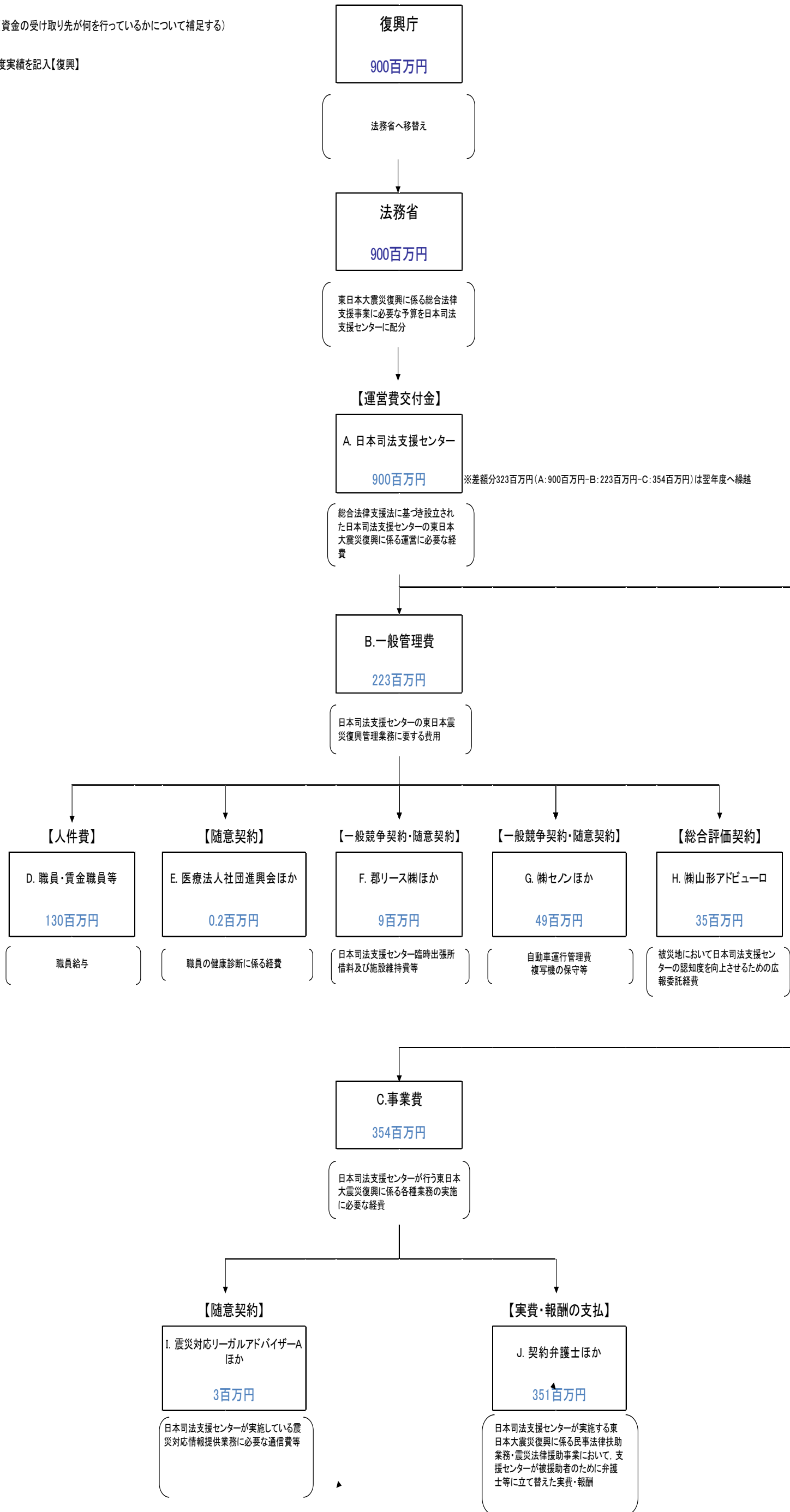
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	新25-019	平成26年度	040			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)

※平成26年度実績を記入【復興】

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



A.日本司法支援センター			E.医療法人社団進興会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	情報提供業務経費, 民事法律扶助業務経費	354	管理諸経費	健康診断経費	0.1
一般管理費	役職員給与, 管理諸経費, 施設経費, 執務体制整備等経費, 制度周知徹底経費	223			
その他	翌年度へ繰越	323			
計		900	計		0.1
B.一般管理費			F.郡リース(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役職員給与	職員給与	130	借料及び損料	臨時出張所の借上等	2
執務体制整備等経費	臨時出張所の執務体制整備経費等	49			
制度周知徹底経費	被災地における一般周知経費	35			
施設経費	臨時出張所借上料, 施設維持管理費	9			
管理諸経費	職員厚生経費	0.2			
計		223.2	計		2
C.事業費			G.(株)セノン		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
民事法律扶助事業経費	被災地に住居等があった者を対象とした, 訴訟代理費用等の立替援助等経費	351	雑役務費	自動車運行管理業務委託	17
情報提供事業経費	震災対応情報提供システム等整備経費及びコールセンター運営等経費	3			
計		354	計		17
D.職員			H.(株)山形アドビューロ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役職員給与	職員の給与	6	制度周知徹底経費	震災広報業務委託	35
計		6	計		35

費目・使途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療法人社団進興会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	-
2	(公財)岩手県予防医学協会 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
3	(一財)大原総合病院 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
4	医療法人辰星会柗病院 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
5	(一財)日本健康管理協会 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
6	(公財)岩手県対がん協会 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
7	(一財)宮城県予防医学協会 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-
8	(公財)ときわ会常盤病院 (少額随契)	健康診断経費	0	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	郡リース株 (性質随契)	建物賃借料	2	随意契約	-
2	東北電力株 (性質随契)	光熱水料	2	随意契約	-
3	総合警備保障株 (少額随契)	事務所警備料	2	随意契約	-
4	株大仙台駐車場 (性質随契)	駐車場料金	1	随意契約	-
5	大和リース株 (一般競争入札)	建物賃借料	1	2	37.8%
6	陽光セントラル共同企業体 (性質随契)	光熱水料	0.3	随意契約	-
7	山元町 (性質随契)	光熱水料	0.2	随意契約	-
8	(一財)東北電気保安協会 (性質随契)	光熱水料	0.2	随意契約	-
9	二本松市 (性質随契)	光熱水料	0.1	随意契約	-
10	大船渡市 (性質随契)	光熱水料	0	随意契約	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株セノン (一般競争入札)	自動車運行管理業務委託	17	3	77.7%
2	大新東株 (一般競争入札)	自動車運行管理業務委託	12	2	86.3%
3	日本カーソリューションズ株 (一般競争入札)	移動相談車両リース	6	1	75.9%
4	コニカミノルタビジネスソリューションズ株	複写機保守料	3	随意契約	-
5	NTTコミュニケーションズ株 (性質随契)	IP電話使用料	2	随意契約	-
6	株リコー (少額随契)	複写機保守料	1	随意契約	-
7	日通商事株 (少額随契)	複写機リース	0.6	随意契約	-
8	東日本電信電話株 (性質随契)	通信費	0.3	随意契約	-
9	富士ゼロックス株 (一般競争入札)	複写機保守料	0.3	2	20.4%
10	大船渡市 (性質随契)	租税公課	0.2	随意契約	-

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社山形アドビューロ (総合評価入札)	震災広報業務委託	35	3	76.2%
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input checked="" type="checkbox"/> チェック		

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

I.個人A			M.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	震災対応情報提供業務	2			
計		2	計		0
J.契約弁護士			N.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
報酬	契約弁護士に対する報酬等	2			
計		2	計		0
K.			O.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
L.			P.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0



1

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	震災対応リーガルアドバイザーA	震災対応情報提供業務	2	随意契約	-
2	NTTコミュニケーションズ株式会社(性質随契)	震災フリーダイヤル通信費	1	随意契約	-

## 支出先上位10者リスト(交付金【復興】)

### D 職員・賃金職員等

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

### J 契約弁護士報酬

支援センターにおいて、民事法律扶助業務では資力の乏しい方に対し、震災法律援助事業では被災者の方に対し、訴訟等を提起する場合に必要な訴訟代理費用(弁護士費用)を立て替えるなどしているが、その額は、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する業務方法書により、訴訟の内容に応じて定められている。

以下の金額は、支援センターが平成26年度中に実施した法律相談援助(51,532件)に係る契約弁護士への報酬及び同年度中に援助開始決定(1,802件)した案件について契約弁護士に支払った訴訟代理費用のほか、援助開始の可否を審査する審査委員に対する謝金や被援助者に対する立替金債権の管理に要する事務費の総額である。

費目	用途	金額(百万円)
実費・報酬	契約弁護士	349
審査委員謝金	審査委員	1

(注)

契約弁護士…支援センターと民事法律扶助業務や震災法律援助事業を行うことを契約した弁護士。  
一般の弁護士は、支援センターと契約しない限り民事法律扶助や震災法律援助事業を実施することができない。